

## (仮称) 流山市地域支え合い活動推進条例 (案) 解説

### 《条例制定の背景》

近年、いわゆる「孤独死」が社会問題となるなど、ひとり暮らしの高齢者等の社会的な孤立の危険が地域社会の課題となっています。支援を必要とする方が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、行政が提供する介護保険などの公的なサービスの充実だけでなく、地域においても、その地域の実情を理解している自治会等が主体となった支え合い活動の展開が重要となっています。

本市では、平成24年6月に“地域のきずなで孤独死ゼロへ”を目指して「流山市地域見守りネットワーク」を発足させ、自治会を中心に民生委員や事業者などと連携した日常的な見守り体制の構築を進めてきました。

しかし、176自治会の中で見守り活動を実施している自治会は現時点で30自治会に留まっており、また見守り活動を実施している自治会にあっても対象者の把握に苦慮している状況にあります。

全市的な普及が進まない背景には、自治会等に市から個人情報を提供するに当たり、個別に対象者本人の同意を得ることとしており、結果として提供できる情報が、本人からの希望によって掲載される限られた範囲の名簿に留まっていることが大きな要因となっていると認識しています。

また、日常生活における地域での支え合い活動は、平常時だけでなく、災害発生時に避難が難しい方たちの避難支援体制を整備することにも繋がるものと考えています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上り、消防職員・消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

この教訓も踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正が行われ、市町村は災害時に避難が困難な方を把握し、「避難行動要支援者名簿」を作成して、避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報をあらかじめ提供することなどが規定されました。

なお、この名簿情報の事前提供については、本人の同意があることが前提とされていますが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例で別に定めている場合は、本人の同意を要しないこととされています。

これらを踏まえて、本市では、対象者に対する意思の確認を行った上で不同意の意思表示がない場合等には、地域における日常的な見守り活動や災害時の避難支援の実施に携わる自治会等に対し、支援を必要とする方に関する情報をあらかじめ提供できるよう、必要な事項等を定める「(仮称) 流山市地域支え合い活動推進条例」を制定しようとするものです。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 《解説》

本条では、本条例の目的として、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする方に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う団体等の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする方が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することとしています。

## (定義)

第2条 この条例において「支え合い活動」とは、支援を必要とする者に対する次に掲げる活動をいう。

- (1) 日常的に生活の状況を見守る活動
- (2) 前号の活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動
- (3) 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

2 この条例において「支援を必要とする者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳（障害の程度が1級又は2級であるものに限る。）の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級であるものに限る。）の交付を受けている者
- (4) 千葉県の定めるところにより療育手帳（障害の程度が㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1、Aの2にあるものに限る。）の交付を受けている者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態の区分が要介護3以上の認定を受けている者
- (6) その他市長が支援を必要とする者と認めた者

3 この条例において、「自治会等」とは、自治会及び自治会以外で構成員のために支え合い活動を行う団体であって、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。

4 この条例において、「関係機関」とは、市内において支え合い活動を行う公共的団体等（自治会等を除く。）をいう。

## 《解説》

本条では、本条例における用語の意義を定義しています。

「支え合い活動」には、市から提供された情報をもとに、新聞受けに新聞がたまっている等外部的な特徴に注意を払うことにより日常的な異変を発見して市に連絡するという形の見守り活動や、本人の同意に基づき行う一対一の見守り活動があります。

これらの見守り活動としては、自治会、地区社会福祉協議会、事業者等が日常的な活動、業務の中で行う「地域見守りネットワーク事業」「声の訪問事業」や、民生委員・児童委員等が行う戸別訪問などの活動が行われています。

さらに、これらの見守り活動に付随して無理のない範囲で行われる声かけ、買い物、ごみ出し等の日常生活を支援する活動ほか、地域活動等への参加呼びかけや必要に応じて公的サービスへ結び付ける活動などがあります。

なお、対応拒否、虐待、認知症などの困難な課題を抱えている方に対しては、地域包括支援センター等が専門的知識をもって定期的な訪問を行い、必要に応じて福祉・介護・医療などのサービスに繋ぐ活動もありますが、地域における見守り活動は、専門的な対応ではなく、その地域における活動の進展や実状を踏まえて、誰もが無理のない範囲で日常的に助け合いの気持で行うことができる活動であることが重要だと考えています。

また、地域見守りネットワーク事業そのものは、平常時の活動が中心ですが、「平常時から災害時へ」という視点を持ち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害時避難行動要支援者に対して円滑かつ迅速に避難支援等が出来るよう、支援を必要とする方の情報を整理し、あらかじめ避難支援等関係者に提供できるようにする必要があります。

地域において支え合い活動を行う場合に、支援を必要としている方がどこにいるのかを把握し、支え合い活動に用いるための名簿を可能な限り漏れのないよう作成する必要があります。

「支援を必要とする者」については、地域における支え合い活動による支援の必要性が高いと思われる、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方や、地域で生活を継続する場合に周囲の理解や日常的な支援を必要とする場合がある障害者及び要介護認定者のうちで比較的重度の方を対象者としていたと考えています。

これらの対象者については、「地域見守りネットワーク事業実施要綱」及び「災害時要援護者避難支援計画」に規定する要援護者との整合を図っていますが、高齢者のみの世帯の方については、一律に高齢者（65歳以上）とすると地域における支え合い活動による支援を必要としない元気な方も多く含まれることとなるため、本条例では75歳以上とすることとしています。（災害時要援護者避難支援計画については、本条例との整合を図り、見直すことを予定しています。）

名簿を作成する上では、一定の要件を定める必要がありますが、必ずしも、その要件にあてはまらない方（例えば、上記に当てはまらない高齢者や障害者、要介護認定者、難病患者、乳幼児、両親とも病気がちの児童、妊産婦、外国人等で、周囲からの援助が必要な方）もいるので、本人からの申し出があれば、市がその必要性を判断し、名簿への登載を行います。

本条例における「自治会等」については、「町会」という名称のものを含めた176の所謂「自治会」のほか、自治会が組織されていないマンション等において支え合い活動を行おうとする管理組合等も「自治会等」に含めて定義しています。

本条例における「関係機関」については、市内において地域における支え合い活動を行う公共的団体等（上記の「自治会等」を除く。）としています。具体的には、支援を必要とする方の

当事者団体（老人クラブ連合会・障害者団体連絡協議会・保育園父母会連絡会等）、ボランティア関係団体（NPO・ボランティアセンター等）、防災関係団体（自主防災組織・消防団・消防協力隊等）、福祉関係団体（社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・地域包括支援センター・介護支援専門員連絡会・シルバーサービス事業者連絡会・健康づくり推進員連絡協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会等）、その他の関係団体（民間保育所協議会・私立幼稚園協会・小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学・国際交流協会等）、行政機関（警察・消防・健康福祉センター・児童相談所等）等を想定しています。

（基本理念）

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目標とし、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関及び事業者がそれぞれの役割を確実に実施していくことによりその実現が図られるものでなければならない。

2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

《解説》

地域における支え合い活動は、市だけではできず、地域住民だけでも不十分です。

次条以降に規定する市、市民、自治会等、関係機関、事業者がそれぞれの役割を果しながら、相互に協働し、地域での支え合い活動を拡大することにより、支援を必要とする方を含めて誰もが安心して生活できる地域社会を実現する必要があります。

また、支え合い活動にあたっては、日常の生活に不必要に介入し、その対象となる市民の権利や尊厳が損なわれないように、十分配慮して活動を行う必要があります。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民、自治会等、関係機関及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

《解説》

地域での支え合い活動を推進するために、市は、自治会等、関係機関、事業者とも連携を図りながら必要な調査を行い、支援を必要とする方の状況を把握し、緊急時の連絡先等の支え合い活動に係る情報の収集を行なう必要があります。また、それらの情報を有効に活用して、支え合い活動の推進を図る必要があります。

また自治会等の主体性を尊重しつつ、地域におけるさまざまな主体による支え合い活動が相互に連携が図られ、効果的に行われるような施策を行う必要があります。

## (市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

## 《解説》

少子高齢社会にあっては、やがて誰もが地域における支援が必要となる可能性があります。安心して暮らせる地域社会をつくるためには、全ての市民が地域社会の一員として相互に助け合うという視点で、地域の課題を解決していくことが欠かせません。また、多くの市民が、そのことを理解し、支え合い活動に協力することが求められます。地域あるいは隣近所で支援が気軽に行える、あるいは受けられるという関係が増えていくことが必要です。

また、自治基本条例第6条第1項では、自治会等の地域コミュニティが市民自治の重要な担い手であることを市民が認識し、積極的に加入し、活動に関わるように努めるとされていることも踏まえて、自治会等が行う支え合い活動に市民が協力するよう努めることを規定したものです。

## (自治会等の役割)

第6条 自治会等は、地域における支え活動の中心的主体であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

## 《解説》

市の基本的な考えとして、地域と連携して事業や施策を行う場合、自治会の協力なくしては成り立たないものと認識しています。安心して暮らせる地域社会づくりのためには、その地域の実情を最もよく理解し、地域のコミュニティ活動の中核を担っている自治会の役割が不可欠です。市としては、自治会を地域における支え合い活動の中心的主体として期待しており、本条において自治会等の役割について特に規定しています。

また、他の自治会等、関係機関、事業者の行う支え合い活動との連携・協力の必要性を規定しています。

## (関係機関の役割)

第7条 関係機関は、第3条の基本理念にのっとり、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

## 《解説》

自治会等以外の関係機関の役割として、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、その他の関係機関について、それぞれの事業を通じて、支え合い活動を行うよう努めることを規定しています。

また、自治会等、他の関係機関、事業者の行う支え合い活動との連携・協力の必要性を規定しています。

## (事業者の役割)

第8条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

### 《解説》

市内には多くの店舗・商店街、介護事業者など、さまざまな事業活動が存在しており、各種宅配、新聞の配達、商店街での買い物など日常生活のさまざまな場面での接点があります。

より多くの事業者から、地域における支え合い活動への理解と協力を得ることにより、早い段階での課題の発見、解決が出来るようになって考えています。

また、自治会等、関係機関、他の事業者の行う支え合い活動との連携・協力の必要性を規定しています。

## 第2章 情報の提供等

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次に掲げる団体、者又は機関（以下「団体等」という。）に対し、次条から第16条までに定めるところにより、支援を必要とする者（介護保険施設、障害者支援施設、介護保険法第8条第11項の特定施設等に入所し又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。以下この項において同じ。）に係る情報を提供することができる。

(1) 自治会等

(2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員

(3) 介護保険法第115条の46第3項の地域包括支援センター

(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の市町村社会福祉協議会

(5) 地区社会福祉協議会

(6) 警察法（昭和29年法律第162号）第53条第1項の警察署

(7) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の消防本部、消防署及び消防団

(8) 前各号に定めるもののほか、第2条第2項第6号に掲げる支援を必要とする者に対して支え合い活動を行うもの

2 前項の規定により提供することができる情報は、支援を必要とする者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める事項（以下「情報」という。）とする。

3 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下単に「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

### 《解説》

名簿については、地域で支え合い活動を行うすべての団体にあらかじめ提供することが効果的だと思われませんが、個人情報保護の観点から、すでに法律や条例により守秘義務の課されている民生委員・児童委員、地域包括支援センター、警察署、消防機関のほか、地域全体の様々な課題を担っている公共的な団体である自治会等、社会福祉法人流山市社会福祉協議会（市町村社会福祉協議会）、地区社会福祉協議会に対して、地域における支え合い活動を推進するために必要な範囲内で提供を行うこととしたいと考えています。

地域包括支援センターについては、平成24年度の介護保険法の改正では、高齢者が地域で自立した生活を営むことを可能とする地域包括ケアシステムの構築が市町村の責務として規定され、当システムでは、医療・介護・予防・住まいと並んで、「見守り」等の生活支援が位置づけられています。地域の力だけでは解決できない困難なケース等においては、地域包括ケアの

コーディネートを担う地域包括支援センターの専門性を活かした見守りが必要になります。なお、地域包括支援センターの設置主体は、市町村又は市町村から委託を受けたものとされており、本市では4地区（日常生活圏域）すべてを社会福祉法人等に委託し、法人が設置していることから、本条に情報提供できる団体等として規定しています。

本条に規定する「地区社会福祉協議会」は、流山市内15小学校区別に組織されている任意のボランティア組織です。社会福祉法第109条第2項に規定されている指定都市の区に対応した「地区社会福祉協議会」とは異なります。

警察については、災害時の避難支援等関係者として、また徘徊高齢者の早期発見と保護を目的としたSOSネットワークにおける連携の必要性などから、流山警察署に情報提供を行うこととしたいと考えています。

消防機関については、流山市消防本部、市内各消防署のほか、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている消防団を含んでいます。

児童委員については、条文に明記されていませんが、第2条第2項第6号に規定する「その他市長が支援を必要とすると認めた者」に乳幼児、児童、妊産婦等のうち、支援を必要とする方が含まれる可能性があるため、本条では(8)として、「第2条第2項第6号に掲げる支援を必要とする者に対して支え合い活動を行うもの」を規定し、これに児童委員を含んでいます。

なお、施設等に入所（入居）している方については、対象者の所在が明確であり、地域における支え合い活動による支援は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する必要があることから、施設等に入所（入居）している方は除くこととしています。なお、「施設等」には、有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウス等を含めています。

名簿により提供する情報については、改正災害対策基本法第49条の10第2項に規定する避難行動要支援者名簿への記載事項と整合を図り、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、支援を必要とする事由並びにその他市長が支え合い活動を行うに当たり必要と認める事項に限定しています。

名簿については、電子情報による提供では、複製等がより簡単であり、情報の流出等に対する対応が困難なため、紙のリストにより提供することとします。

本条については、日常的な見守り活動や災害の発生に備えて平常時にあらかじめ情報を提供できる場合を定めており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急時の場合においては、例外として第17条の規定に従うものとしています。

（75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供）

第10条 市長は、前条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第1号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより行う支援を必要とする者に対する各情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る情報の提供は行ってはならない。

(身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、当該支援を必要とする者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。次条において同じ。）の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

(市長が認めた者に係る情報の提供)

第12条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第6号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合において当該者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。

### 《解説》

名簿への登載は、全員の同意を得て行うことが望ましいと考えますが、その結果、支援を必要とする方の多くが名簿から漏れてしまうのでは、地域における有効な支え合い活動が出来なくなりそうです。

国では、個人情報保護法の制定により、見守り活動に必要な情報の共有に支障が出ている状況を受け、厚生労働省老健局振興課長事務連絡（平成22年9月3日）「地域包括支援センター等において地域の見守り活動等を構築していく際の支援を必要とする者に関する個人情報の取扱いについて」において、「市町村の実情に合わせ、適切な個人情報保護策を講じた上で、地域包括支援センター等の関係者において市町村が保有する情報を共有できるようお願いするとともに、地域の見守り活動を推進していただきますようご協力願います。」として個人情報の適切な取扱いを市町村の判断に委ねています。

また、その中で、厚生労働省関係課長連名通知（平成19年8月10日）「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」における情報の収集・共有方式として①「手上げ方式」（自ら希望した者により情報を収集する方式）、②「同意方式」（要援護者に働きかけ同意を得た者により情報を収集する方式）、③「関係機関共有方式」（同意を得ない場合でも条例等で個人情報の提供が可能になる規定を整備し関係機関で共有する方式）を例示しています。これ以降、関係機関共有方式（不同意者を除く「逆手上げ方式」を含む）を取り入れた条例等を制定する市町村が見られるようになりました。

また、改正災害対策基本法第49条の11第2項では、名簿情報の事前提供について、本人の同意があることが前提とされているものの、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例で別に定めている場合は、本人の同意を要しないこととされています。

これを受けて、本条例では下記のとおり、取り扱うこととしています。

(1) 高齢者（③関係機関共有方式（逆手上げ方式））

原則として、第2条第2項の（1）の対象者全員を「本人同意なし」に、名簿に登載したいと考えています。ただし、当該名簿への登載をどうしても望まない方がいるので、名簿を提供する前に第2条第2項の（1）の対象者全員に通知を行い、団体等に提供する名簿への登録を拒否する機会を担保し、不同意の意思表示があった場合にはその意思を尊重し、情報の提供は行わないものとします。



(2) 障害者・要介護認定者（②同意方式）

第2条第2項の（2）～（5）の対象者全員に通知を行い、名簿への登載に同意する方のみを登載することとします。これは、障害の状況等により、周囲の支援が必ずしも必要ではない場合もあり、また障害者等のプライバシー保護には特に配慮する必要があることから、本人の同意を得たのち対応することが、より現実的であると考えています。

(3) その他市長が支援を必要とすると認めた者（①手上げ方式）

第2条第2項の（6）については、上記に当てはまらない高齢者や障害者、要介護認定者、難病患者、乳幼児、両親とも病気がちである児童、妊産婦、外国人等で、周囲からの援助が必要な方など、名簿登載の必要性を一概に判断できず、地域による支え合い活動による支援を必要とする方を機械的に把握することが困難なことから、本人又はその保護者からの申し出があった場合に、市がその必要性を判断し、名簿の登載を行うこととします。

なお、市としても、申出を行うことができることを周知するとともに、自治会等、関係機関、事業者との連携を図り、支援が必要と判断した場合は、本人からの申出を促すことにより、支援を必要とする方の把握と名簿への登載に努めていきます。

（2以上の号に該当する者に係る情報の提供）

第13条 第2条第2項第1号の規定に該当する者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかの規定に該当する者であるときは、当該者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。

《解説》

75歳以上の方のみで構成される世帯に属する方が、同時に身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方、療育手帳（A等）の交付を受けている方、介護保険法の規定により要介護認定（3以上）を受けている方に該当する場合は、75歳以上の方のみで構成される世帯に属する方として、当該者からの同意を得ることなく、名簿に登載するものとします。ただし、当該者から不同意の申出があった場合は、当該者に係る情報の提供は行いません。

（自治会等及び地区社会福祉協議会の申出）

第14条 市長は、第9条第1項の規定により自治会等及び地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき、これを行うものとする。

《解説》

見守り等の活動を行っていない団体が含まれる自治会等及び地区社会福祉協議会について、本条を規定しています。

自治会等及び地区社会福祉協議会に対し情報を提供する時には、自治会等及び地区社会福祉協議会からの申出によって行うものとします。

(協定の締結等)

- 第15条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。
- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 提供する名簿の部数
  - (2) 提供する情報の対象者が居住する区域
  - (3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
  - (4) 情報の管理の方法に関する事項
  - (5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいがあった場合における措置
  - (6) 協定に違反した場合の措置
  - (7) その他情報の管理に関し必要な事項
- 3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を徴し、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。

《解説》

情報の提供を受けようとする団体等と協定を締結する必要があることを明示するとともに、協定書の内容を定めています。

協定内容の遵守を確認するため必要がある時は、協定締結の相手方から情報管理の報告をさせ、または、提供情報の管理状況を検査することができることとしています。

(名簿管理者の届出)

- 第16条 前条第1項の協定を締結する団体等は、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、前条第1項の協定の締結後直ちに行うものとする。
- 3 前条第1項の規定により協定を締結した団体等において、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

《解説》

団体等が締結した協定に基づき、情報の提供を受けようとするときは、規則で定める様式により提供を受けた名簿を管理する責任者として「名簿管理者」を届け出るものとしています。

なお、協定に基づき提供する名簿の部数に対して、それぞれ「名簿管理者」を届け出る必要があります。

また、名簿管理者に変更があった時は、速やかに届け出るものとしています。

(緊急時における協力の依頼等)

- 第17条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。

## 《解説》

改正災害対策基本法第49条の1第3項には災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」とされています。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないとされています。

災害時以外でも、火災や急病等で本人の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、本人の同意なく情報を提供する必要がある場合が考えられます。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意することとされています。

このため、緊急時における本人の同意ない情報の提供にあたっては、個人情報の保護という点で、必要な情報に限るなど厳格な対応が必要です。

## 第3章 雑則

## (情報の安全管理)

- 第18条 第9条第1項の規定により名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、前条の規定により情報の提供を受けた団体等及び者について準用する。
- 3 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。

## 《解説》

協定を締結し、市から情報の提供を受けた団体等は、当該情報の漏えい、紛失、毀損の防止だけでなく、あらゆる安全管理に必要な措置を講じる必要性を規定しています。

また、名簿管理者には、その人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて、名簿を適切に管理するに当たって通常期待される注意義務（民法第644条等に規定される所謂「善管注意義務」）があることを明示しています。その注意義務を怠った結果、名簿が適切に管理されなかった場合には、過失があると見なされ、状況に応じて損害賠償や協定解除等に至る可能性があります。

## (利用及び提供の制限)

- 第19条 前章の規定により情報の提供を受けた団体の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

## 《解説》

市から情報の提供を受けた団体等は、当該情報をその目的の範囲で活用し、当該団体等自身による不当な利用や提供は禁止される必要があるため、本条では団体等の長等（民生委員等については個人）に対して、当該情報の利用及び提供の制限を規定したものです。

なお、第17条に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急時の

場合において、必要な応援を得るために名簿情報を外部の者に知らせるような場合や、支え合い活動を効果的に行うために、市、自治会等、関係機関及び事業者間での連携や情報共有に必要な場合等については、本条の制限に抵触するものではありません。

(支え合い活動の従事者の義務)

第20条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、同様とする。

《解説》

民生委員・児童委員（非常勤特別職の地方公務員）、地域包括支援センターの設置者（市から委託を受けた法人の役員）及びその職員（市から委託を受けた法人の職員）、警察官・消防職員（一般職の地方公務員）、消防団員（非常勤特別職の地方公務員）については、その職務を規定する法律・条例（民生委員法第15条・介護保険法第115条の46第7項・地方公務員法第34条・流山市消防団条例第14条（5））で守秘義務が課されています。

また、改正災害対策基本法第49条の13では災害時避難支援要支援者名簿の提供を受けた者の守秘義務を規定しています。

本条では、その職務を規定する法律や条例により守秘義務が課されていない団体等（自治会等、流山市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会）を含め、支え合い活動の従事者に対して、支え合い活動により入手した情報に関する守秘義務及び不当な利用の禁止を規定しています。

なお、市から提供する情報だけでなく、支え合い活動により入手した情報についてもみだりに他の人に漏らしてはならないことを規定しています。

また、支え合い活動を行うことをやめた後も守秘義務がある旨を規定しています。

なお、第17条に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急時の場合において、必要な応援を得るために名簿情報を他人に知らせるような場合や、支え合い活動を効果的に行うために、他の支え合い活動の従事者との間での連携や情報共有に必要な場合等については、本条の義務に違反するものではありません。

本条の守秘義務等に違反した場合の罰則を本条例で規定することも考えられますが、自治会等が地域で主体的に行う支え合い活動を促進する本条例の趣旨に鑑み、また実効性の面からも、罰則を科すことよりも個人情報の適切な取扱いについて周知・徹底を図ることの方がより効果的であると考え、本条例では罰則を規定していません。

なお、民生委員には民生委員法第15条で守秘義務が課せられていますが、一般職の地方公務員とは異なり、その違反に対して罰則はありません。しかし、守秘義務が守られなかった場合には、憲法上の基本的人権の侵害（プライバシーの侵害）、民法上の不法行為、刑法上の名誉毀損罪等の個別法により裁かれる可能性があり、その際には、守秘義務が課せられていることが考慮されると考えられています。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

《解説》

条例施行にあたり、手続きの様式等必要な詳細事項を規則に委任しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の施行の確保)

2 市長は、平成 27 年 4 月 1 日以後には名簿の提供が確実にできるよう、情報提供に係る意思の確認並びに支援を必要とする者に係る情報の把握に努めなければならない。

《解説》

施行期日を公布の日とし、平成 27 年 4 月 1 日から名簿情報を提供できるよう、市の努力義務を規定しています。